

子育て支援

高校生等医療費を助成します



助成対象者

神崎町に住民登録があり、15歳到達以後の最初の4月1日から18歳到達の最初の3月31日までの間で、保護者に監護されている高等学校並びに各種専門学校等に就学している者。

助成対象外となるもの

- ① 高校生等で医療保険各法の保険給付の対象とならなかった者
- ② 保護者が所得に関する申告をしていない場合
- ③ 保護者が町税等の滞納がある場合
- ④ 高校生等が就職し保護者の扶養から外れた場合
- ⑤ 高校生等が婚姻した場合
- ⑥ 生活保護法による保護を受けている場合
- ⑦ 高校生等が児童福祉法に規定する施設へ入所している場合
- ⑧ 高校生等が児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている場合

資格登録申請

事前に資格登録申請を行います。登録には「高校生等医療費助成受給資格登録申請書」を記入のうえ、左記のものをご用意いただき神崎町保健福祉課までご提出ください。

- ① 学生証等就学が証明される書類（写し）
- ② 学生の健康保険証（写し）
- ③ 保護者の振込先口座（写し）
- ④ 印鑑

⑤ 転入の方のみ：保護者の課税証明書（非課税証明書）

助成対象医療

通院・入院・調剤。
但し、予防接種や診断書等文書料等の保険適用外医療費、学校管理下での負傷・疾病で（独）日本スポーツ復興センター該当の災害共済給付医療費、また、育成医療等、公費医療費制度適用の医療費は対象外となります。

助成額と助成方式

医療費自己負担分（総医療費の3割）から、市町村民税の課税区分により高校生等医療費助成自己負担金（町民税の所得割課税世帯は通院1回200円・入院1日200円・調剤0円、所得割非課税世帯は通院・入院・調剤0円）を差し引いた額を、償還払い方式で助成いたします。（受給券の発行はありません。）

助成金支給の手続き

医療機関診療後に窓口で医療費自己負担金を支払い、「高校生等医療費助成金交付申請書」を記入のうえ左記のものをご用意いただき神崎町保健福祉課まで申請してください。

- ① 領収書（原本） ※医療費を支払った翌日から2年以内のもの
- ② 印鑑

※各種申請書は神崎町ホームページまたは保健福祉課窓口にあります。

○問合せ 保健福祉課 ☎ 1603

4月から「チーパス」が変わります

中学校3年生までのお子さんがある世帯に配布している「チーパス」ですが、現在ご利用している「チーパス」が、平成30年3月31日で有効期限を迎えます。平成30年4月1日以降ご利用いただける「チーパス」については、3月下旬頃に各ご家庭に送付いたします。

新しいチーパス

平成30年4月1日からご利用いただけます。



現行のチーパス

有効期限：平成30年3月31日まで ※今後ご利用できません。



※使用方法に変更はありません。

○問合せ 保健福祉課 ☎ 1603

チーパスの受取窓口、協賛店の検索については、[チーパスねっと](#)で検索してください。